

資料番号	2
------	---

令和5年2月6日
課名 企業局企業総務課
担当者 課長 大島
内線 4310

# 令和5年広島県議会2月定例会 提案見込事項

令和5年2月6日

企 業 局

# 目 次

## 1 令和5年度予算提案見込額

(1) 総括表 ..... 1

### (2) 会計別内訳

ア 流域下水道事業会計 ..... 2

イ 一般会計 ..... 2

## 2 予算以外の提案見込事項

(1) 議案 ..... 3

# 1 令和5年度予算提案見込額

## (1) 総括表

(単位：千円，%)

区 分		令和4年度	令和5年度	前年度当初比較		備 考	
		当初予算額 A	当初予算額 B	増 減 B-A	伸 率 B/A		
流域下水道 事業会 計	収益的収支	収益的収入	9,074,692	10,704,392	1,629,700	118.0	市町負担金の増
		収益的支出	9,058,256	10,696,719	1,638,463	118.1	維持管理費の増
		収支差引	16,436	7,673	△ 8,763	46.7	
	資本的収支	資本的収入	3,513,680	3,408,187	△ 105,493	97.0	
		資本的支出	4,398,281	4,243,552	△ 154,729	96.5	
		うち建設工事費	3,106,577	2,934,635	△ 171,942	94.5	拡張事業の皆減
		収支差引	△ 884,601	△ 835,365	49,236	105.9	
		支出予算額	13,456,537	14,940,271	1,483,734	111.0	
	一般会計	土木費	2,403,643	2,291,968	△ 111,675	95.4	
	支出予算総合計		15,860,180	17,232,239	1,372,059	108.7	

(2) 会計別内訳

ア 流域下水道事業会計

(ア) 収益の支出

(単位：千円，%)

区 分	令和4年度 当初予算額A	令和5年度 当初予算額B	比較 B/A	備 考
営業費用	8,807,722	10,483,743	119.0	1 太田川流域下水道事業 4,523,439 2 芦田川流域下水道事業 4,419,685 3 沼田川流域下水道事業 1,540,619
営業外費用	227,476	209,976	92.3	企業債利息等
特別損失	20,058	0	皆減	
予備費	3,000	3,000	100.0	
計	9,058,256	10,696,719	118.1	

(イ) 資本の支出

(単位：千円，%)

区 分	令和4年度 当初予算額A	令和5年度 当初予算額B	比較 B/A	備 考
建設改良費	3,106,577	2,934,635	94.5	1 建設工事費 2,934,635 ① 太田川流域下水道事業 (1,059,595) ② 芦田川流域下水道事業 (1,589,700) ③ 沼田川流域下水道事業 (285,340)
企業債償還金	1,291,704	1,308,917	101.3	
計	4,398,281	4,243,552	96.5	

(ウ) 債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額	備 考
太田川流域下水道建設事業	令和6年度から 令和7年度まで	899,700	
芦田川流域下水道建設事業	令和6年度から 令和7年度まで	1,803,600	
計		2,703,300	

イ 一般会計

(単位：千円，%)

区 分	令和4年度 当初予算額A	令和5年度 当初予算額B	比較 B/A	備 考
土木費 土木管理費 (開発費)	2,403,643	2,291,968	95.4	1 水道用水供給事業出資金 770,600 2 工業用水道事業負担金 900 3 水道用水供給事業負担金 3,020 4 流域下水道事業会計負担金 1,517,448
計	2,403,643	2,291,968	95.4	

## 2 予算以外の提案見込事項

### (1) 議案

区分	件名										
条例	<p>1 広島県企業職員等定数条例及び広島県学校職員定数条例の一部を改正する条例</p> <p>【趣旨】            広島県工業用水道事業及び広島県水道用水供給事業の事務を広島県水道広域連合企業団に承継することに伴い、職員定数等を変更するため、必要な改正を行う。</p> <p>【内容】            広島県工業用水道事業及び広島県水道用水供給事業に関する項目を削除</p> <table border="1" data-bbox="427 696 1161 848"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>現行</th> <th>改正案</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>広島県工業用水道事業の職員</td> <td rowspan="3">134人</td> <td>削除</td> </tr> <tr> <td>広島県水道用水供給事業の職員</td> <td>削除</td> </tr> <tr> <td>広島県流域下水道事業の職員</td> <td>30人</td> </tr> </tbody> </table> <p>【施行期日】            令和5年4月1日</p> <p>2 広島県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例</p> <p>【内容】            広島県工業用水道事業及び広島県水道用水供給事業の事務を広島県水道広域連合企業団に承継することに伴い、これらの事業に係る規定を削除するなど、必要な改正を行う。</p> <p>【施行期日】            令和5年4月1日</p>	区分	現行	改正案	広島県工業用水道事業の職員	134人	削除	広島県水道用水供給事業の職員	削除	広島県流域下水道事業の職員	30人
区分	現行	改正案									
広島県工業用水道事業の職員	134人	削除									
広島県水道用水供給事業の職員		削除									
広島県流域下水道事業の職員		30人									
その他の議案	<p>1 高陽取水場管理事務の事務委託の廃止に関する協議について</p> <p>【内容】            水道事業の事務を広島県水道広域連合企業団に承継するため、本県と広島市との間における高陽取水場管理事務の事務委託を廃止することについて、当該市と協議する。</p> <p>2 上水道管理事務の事務委託の廃止に関する協議について（5件）</p> <p>【内容】            水道事業の事務を広島県水道広域連合企業団に承継するため、本県と関係市（呉市、三原市、尾道市、江田島市）との間における上水道管理事務の事務委託を廃止することについて、当該市と協議する。</p>										